

令和8年度「新修 滋賀県史 資料編1」印刷にかかる公募型プロポーザル実施要領（募集要領）

1 趣旨

滋賀県では県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与するとともに、ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝え、また県内外や世界に向けて発信することを目的にあらたな県史編さんに取り組んでいる。

今回の印刷対象の「新修 滋賀県史 資料編1」はその最初の刊行物であるが、その印刷を適切な校正のもと確実にを行うことを目的とする。

あわせて、上記の県史編さん事業の目的から、県民等による県史購入を容易にすることについても目的とする。

これらの目的を民間事業者の業務遂行能力、ノウハウ等を活用して達成するため、プロポーザル方式により事業者を募集する。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称
令和8年度「新修 滋賀県史 資料編1」印刷
- (2) 業務の内容
別添仕様書のとおり
- (3) 納期
令和9年3月26日（金）
- (4) 予定価格
6,600,000円（消費税および地方消費税 10%含む。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- ・ 営業種目

大分類：物品 中分類：印刷・製本
書籍・出版物

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・ 滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・ 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(TEL 077-528-4314)

- (5) 都道府県史や市町村史などの地域史、企業や大学等の周年史などの印刷実績があること。
- (6) 4に記載の説明会に参加した者であること。

4 説明会の開催

以下により説明会を開催する。

なお、説明会への参加は、本公募型プロポーザル参加の必須条件である。

- (1) 日時
令和8年4月17日（金）10時から60分程度
- (2) 場所
滋賀県大津合同庁舎3階 入札室（滋賀県大津市松本一丁目2-1）
- (3) 申込み
下記11に示す問合せ先まで説明会参加申込書（別紙様式1）を電子メールにより令和8年4月16日（木）12時まで提出すること。なお、説明会参加申込書を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

5 質問および回答の方法等

- (1) 質問方法
質問票（様式は任意）に質問事項を記入し、11に示すアドレスあてに電子メールにより提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
※電話または口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問受付期限
令和8年4月22日（水）17時（必着）
- (3) 質問に対する回答方法
質問票の提出のあった者へ電子メールにより回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。
URL：<https://archives.pref.shiga.lg.jp>
- (4) 回答期日
令和8年4月30日（木）14時を目途に回答する。

6 企画提案書等の提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の（1）から（3）までの書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。なお、1社につき提案とする。

- (1) 応募申込書（別紙様式2）：1部
- (2) 企画提案書
- (3) 下記に該当する場合の登録証の写し（各1部）
 - ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
 - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ウ 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出

- をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、
(ア)については、審査登録機関の証明書の写しを、(ア)以外については、認証、登録証の写し
(イ) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
(イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
(ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
(エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(4) 提出期限および時間

令和 8 年 5 月 15 日（金）正午まで（必着）

(5) 提出場所および提出方法

下記「11 問合せ先」に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

持参の場合の受付は、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする（ただし、最終日については正午までとする。）。

郵送の場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等とすること。

なお、郵送による場合は、令和 8 年 5 月 15 日（金）正午までに到着したものに限り受け付ける。

7 審査について

(1) 審査概要

滋賀県立公文書館が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内で総合点が最も高かったものを本業務の契約予定者とする。

なお、審査会は滋賀県立公文書館において、3名の委員をもって設置する。

(2) 評価基準

評価項目と評価点は次のとおりとする。

番号	評価項目	着眼点	評価点
1	実施体制	・歴史学や書籍の編集に関する専門性をもつ社員を配置しているか。	30
2	業務実績	・自治体史や企業・大学の年史などの業務実績は十分あるか。	20
3	販売方法	・オンライン上での販売やキャッシュレス決済など、希望者が購入しやすい販売方法をとっているか。	23
4	県史の販売価格	・購入しやすい販売価格か。 5000 円未満…10 点 5000 円以上 6000 円未満…8 点 6000 円以上 7000 円未満…6 点 7000 円以上 8000 円未満…4 点 8000 円以上…1 点	10
5	見積価格	・業務内容に見合った適切な金額か。 予定価格の 80%未満 …10 点 予定価格の 80%以上 85 %未満…8 点 予定価格の 85 %以上 90 %未満…6 点 予定価格の 90 %以上 95 %未満…4 点 予定価格の 95 %以上 …1 点	10
6	県内企業の有無	・県内に本店を有する事業者…2 点 ・準県内事業者（滋賀県外に本店を有する事業者のうち、滋賀県との取引の権限を滋賀県内の営業所等に委任している事業者）…1 点 ・準県内事業者以外の滋賀県外に本店を有する事業者…0 点	2
7		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
8		・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
9		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。	1

	④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
10	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
11	・「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計		100

(3) プレゼンテーション・審査会の開催

ア 実施日時

令和 8 年 5 月 29 日（金）に滋賀県庁周辺での開催を予定している。
詳細な時間、場所は、提案者に別途通知する。

イ 実施方法

実施時間は、30 分を標準とし、以下の時間配分とする。

①提案者による説明 20 分以内

以下の 2 点の説明を実施するものとする。

- ・ 各業務の実施体制
- ・ 県史の販売方法および価格

②質疑応答 10 分

ウ 留意事項

①プレゼンテーションへの各提案者の参加人数は 3 名までとする。

②プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いること。

③プロジェクター、パソコン、インターネット接続のための機器など、プレゼンテーションの実施に必要な機材は提案者が持参すること。なお、必要となる電源およびプロジェクターを投影するためのスクリーンは、本県が用意する。

(4) 最低評価点の設定

評価点の合計が 50 点に満たない場合は、契約予定者とししない。

(5) 審査結果

審査会における審査結果は、企画提案書を提出された全事業者あて、令和 8 年 6 月 5 日（金）を目途に、文書により通知する。

8 契約締結

7により選定した契約予定者と企画提案書をもとに事業内容について協議を行った後、正式な見積書を徴取し、その見積額が予定価格の制限の範囲内であったときは、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則56号）に基づき、契約を締結する。

ただし、審査会の意見等により、企画提案書の内容について一部変更することがある。
なお、協議が不調となった場合は、次点の者と同様の手続きを行う。

9 無効

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他

- (1) プロポーザルの参加にかかる経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に使用することはない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

11 問合せ先

滋賀県立公文書館

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3122

電子メール archives@pref.shiga.lg.jp